

「がけ地近接等危険住宅移転助成」を開始しました！

～がけ地に近接する住宅（危険住宅）を解体撤去し、安全な場所に移転する費用の一部を助成～

千葉市では、令和元年10月に発生した大雨によるがけ崩れの被害を踏まえ、がけ地に近接する住宅（危険住宅）を解体撤去し、安全な場所に移転する費用の一部を助成する「がけ地近接等危険住宅移転助成」を開始しましたので、お知らせします。

### 1 助成の対象となる住宅（危険住宅）

- (1) 土砂災害特別警戒区域（区域に指定されるより前に建てられたものに限る。）
- (2) がけ条例規制区域（昭和47年10月20日より前に建てられたものに限る。）
- (3) 次の区域内の住宅のうち、建築後の大規模地震、台風などにより安全上または生活上の支障が生じ、県または市が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示などを行った住宅（避難勧告、避難指示については、公示された日から6か月を経過している住宅に限る。）

ア 土砂災害特別警戒区域、がけ条例規制区域

イ 基礎調査が完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域

ウ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域

### 2 助成の対象となる方

- (1) 危険住宅の所有者で、現に居住していること。
- (2) 危険住宅を解体撤去すること。
- (3) 移転先が土砂災害特別警戒区域内またはがけ条例規制区域内でないこと。
- (4) 移転先住宅の取得の助成を受ける場合は、移転先が千葉市内であること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員でないこと。

### 3 助成内容

種 別	助成対象	助成上限額
①危険住宅の解体撤去	解体撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費など	97万5千円
②移転先住宅の取得	新たな住宅の建設等のために金融機関から融資を受けた場合の借入 利子相当額（年利上限8.5%）	421万円 [内訳] 建物 325万円 土地 96万円

#### 4 助成の開始日

令和2年4月1日（水）

#### 5 問い合わせ先

都市局建築部建築指導課（中央コミュニティセンター3階）

電話 245-5856

E-mail shido.URC@city.chiba.lg.jp

#### 6 添付資料

「千葉市がけ地近接等危険住宅移転助成のご案内」

#### 《参 考》

##### （1）土砂災害特別警戒区域とは

「土砂災害警警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、千葉県知事が指定する区域です。令和2年4月1日時点で、千葉市内に198か所指定されています。

##### （2）がけ条例規制区域とは

「建築基準法施行条例（千葉県条例）」第4条第1項の規定に基づいて、がけ（高さ2メートルを超え、30度を超える角度をなすもの）に近接し、建築制限が適用される区域です。